

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	健康福祉部 福祉課	
契約締結年月日	令和6年5月1日	
業 務 名	令和6年度尾張旭市手話奉仕員養成講座開催事業委託	
業 務 の 概 要	本市において、聴覚障害者等のコミュニケーション支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、養成講座を開催する。	
契約金額(税込)	832,600円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会 理事長 中嶋 宇月	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	手話奉仕員養成講座は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において地域生活支援事業の市の必須事業となっている。養成講座の実施は、講師資格を持つ聴覚障害者や講義内容に精通する講師の派遣が必要であり、愛知県聴覚障害者協会は、手話通訳者養成・派遣事業など聴覚障害者の社会参加に関する事業を県内各地で行っており、県内での養成講座実施の実績もあり、当地域において本事業を円滑かつ適切に実施できる唯一の団体であるため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉部 福祉課です。